

藤岡市農業委員会
令和4年第1回
定例会議事録

令和4年1月5日招集

令和4年藤岡市農業委員会第1回定例会議事録

令和4年1月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第1回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 6号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 7号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について
報告第 1号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 2号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 秋山 幸夫 | 2 番 | 宮澤 一夫 | 3 番 | 清水 文江 | 4 番 | 浦部 隆 |
| 5 番 | 浅見 健司 | 6 番 | 折茂 新一 | 8 番 | 関根 隆雄 | 9 番 | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫 | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁 |
| 14 番 | 福田 俊太郎 | | | | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（新井 正次）

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

（開会14時58分）

事務局次長 ただ今より令和4年第1回定例会を進行させていただきます。
初めに議案書の訂正をお願いします。議案書2ページ、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3番は12月27日付で申請者から取下げの申し出がありましたので、議案書より削除をお願いします。それから6ページ整理番号9番の他法令との関係欄に景観条例と記入をお願いします。一体利用地を含めると1,000㎡を超えますので、景観条例に該

当します。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野地区の推進委員さん以外のご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、本庁舎1階第6会議室を用意しております。2班の委員さんは移動をお願いします。最後になりますが、議案第7号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての説明の際に、担当の農政課の職員が入室しますのでご了承をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和4年第1回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番 山口委員、14番 福田委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（異議なし）

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第1号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程します。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されてお

ますのでよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩15時05分)

(再開16時02分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市外のYさんが、農業経営の安定を図るため、上戸塚の農地1筆、1,536㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書24ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、上戸塚の農地1筆、1,536㎡のうち554.9㎡に区分地上権の設定を受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書24ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第2号整理番号1番と2番について、1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号1号について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

岩下委員 この2番は青地で、営農型太陽光発電を行うということですが、この太陽光パネルの下で何を栽培するのですか。

事務局 申請書では、ブルーベリーを栽培する予定となっています。

岩下委員 ブルーベリーでも陽が当たらなければ栽培できないのでは。

事務局 添付書類の中に、営農型太陽光発電事業における営農に関する意見書がありまして、執筆者は千葉エコエネルギー株式会社という第3者が書いたものですが、その中で遮光率（陽の当たらない割合）を鑑みても、ブルーベリーでは影響が少ないと説明されております。

浅見職務代理 ブルーベリーの栽培ということですが、ブルーベリーの収穫は出来た物から収穫になります。非常に大変なことになるとは思いますが、その辺りも承知の上で行なうということによろしいですか。

事務局 3年の一時転用申請ですが、1年目・2年目は苗木を植えたりして、3年目から収穫という営農計画になっております。その後続けて栽培するというのであれば更新の申請が必要になりますので、許可申請時に収穫の状況を確認しながら、しっかり指導を行っていきたいと思います。

議長 その他、何かご意見がありますか。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第2号整理番号2番について、これを許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号2番については許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番と5番の2件です。整理番号4番は、藤岡のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、藤岡の農地1筆、1,752㎡を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書25ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、岡之郷のNさんが、農業経営の安定を図るため、岡之郷の農地1筆、377㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書26ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わ

ります。

議長 議案第2号整理番号4番と5番について2班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号4番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市内の宗教法人が、下戸塚の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は554㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第3号について、1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号1番に

ついて、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から9番の9件です。整理番号1番は、市外の法人が、上戸塚の農地を賃貸で借り受け、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するもので、面積は0.42㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,315㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外のHさんが、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,058㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,437㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外のHさんが、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,804㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は690㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市外のSさんと白石のSさんが、白石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は396㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外の法人が、白石の農地を売買で取得し、ゴルフ場用地として転用するもので、面積は650㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外の法人が、

鬼石の農地を売買で取得し、貸露天資材置場用地として転用するもので、面積は663㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第4号整理番号1番から9番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第4号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

岩下委員 牛田の太陽光発電パネルですが、当該地は白地の農地ですか。

事務局 お答えします。白地になります。

議長 その他、何かありますか。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号9番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長

報告いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号10番から17番の8件です。整理番号10番は、岡之郷のYさんが、岡之郷の農地を売買で取得し、店舗用地として転用するもので、面積は445㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市外の法人が、上大塚の農地を賃貸で借り受け、砂利採取の為に一時転用するもので、面積は8,255㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号12番は、市外の法人が、上大塚の農地を賃貸で借り受け、表土置場の為に一時転用するもので、面積は2,033㎡、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題あり

ません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号13番は、市外のTさんが、下大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は285㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号14番は、市外の法人が、本動堂の農地を賃貸で借り受け露天駐車場用地として転用するもので、面積は1,135㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号15番は、藤岡のNさんが、神田の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は100.83㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号16番は、神田のNさんが、神田の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は47.52㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号17番は、市内の法人が、金井の農地を売買で取得し通路用地として転用するもので、面積は187㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第4号整理番号10番から17番について、2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。議案第4号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第4号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第4号整理番号11番は面積が3,000㎡を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号12番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号12番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号12番は許可と決定します。次に整理番号13番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号13番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号13番は許可と決定します。次に整理番号14番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号14番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号14番は許可と決定します。次に整理番号15番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号15番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号15番は許可と決定します。次に整理番号16番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号16番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号16番は許可と決定します。次に整理番号17番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第4号整理番号17番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号整理番号17番は許可と決定します。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第5号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書9ページの番号1番から13ページの番号71番の利用権の設定について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画番号1番から71番の利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画番号1番から71番の利用権の設定については原案のとおり決定します。次に議案書13ページの番号72番から77番の利用権の設定について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長

それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画番号72番から77番の利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画番号72番から77番の利用権の設定については原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長

次に議案書16ページの所有権の移転について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18

条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転については原案のとおり決定します。続きまして、議案第6号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 　　ただ今、議案第6号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　　特に、意見もないようですので、議案第6号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 　　異議なしと認め、議案第6号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、議案第7号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農政課より担当者が参っておりますので説明をお願いします。

（説明終了）

議長 　　ただ今、議案第7号について、農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

折茂高弘委員 　　西平井の農地で、平井城址にあたる場所ですが、文化財の発掘を行う予定はありますか。

農政課 　　全体を掘るのではなく、何か所か試し掘りを行うということです。何か出てくれば発掘調査を行うことになると思います。

議長 　　他に何かご意見はありますか。

（意見なし）

議長 　　特に、意見もないようですので、議案第7号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、「特に意見なし」ということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第7号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についてはそのように決定いたします。

(農政課退室)

議長 続きまして、報告第1号・2号を一括上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第1号・2号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第1回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 16時57分)